

10 農林水産省 非申請(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連課題に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
1020010	住宅地及び商用地に隣接する農業集積困難な農地の有効活用事業	農業振興地域の整備に関する法律 土地改良法 農地法	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業者の効率化に支障がない等の要件を満たすことと判断される際に、公告・縦覧を経て行うことができる。また、農地を農地以外のものにする場合は農用地を農地以外のものとするための所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合は農業生産拡大の許可)が必要。		住宅地や商用地に囲まれている農地の有効活用を図るため、当該地域の農地法及び土地改良法の適用除外を行うにたい。	三沢市塩口地区の農地は農用地区域内にあるが、その周辺は、市の区画整理事業や民間の不動産会社による宅地分譲により、住宅地や商業地が広がっていることから、農業の散在や早期の農作業者による離農及び農業集積の定着による交通渋滞や住環境に影響を及ぼし、周辺住民と軋轢が発生し農業を維持することが非常に困難な状況であり、将来に亘って耕作が困難な状況は改善の見込みはない。また、当該交通渋滞の発生する市道は市の幹線となる主要な道路で、飲食店や商業施設が立ち並び隣町と市街地を結ぶ路線として重要な役割を果たす予定であり、交通量も増加している。そのような状況から、農地の所有者から、土地の有効利用を目的とした、複数の商業施設立地が計画された。この計画の実現により、震災により被災した1次産業従事者を完とした、雇用の場の拡大や、被災農業者の高品質化にも繋がると見られ、市には各種の取組や地域への経済効果も期待され、市民生活が活性化される。さらに、当該地区の利便性を高めて商業施設を集中させることにより、郊外型店舗の地点による一団の農地の分散といった弊害を防げる。市に対してこの計画を実現するため、土地利用計画の見直し等の要望が提出されたが、当該地区の農地は、農業集積地域の農用地域内でのため商業施設建設のための転用が困難であり、また、転用できる場合であったとしても、農業士地改良事業(平成18年度完了)の受益地のため、事業完了後8年以内の農地転用は特別徴収等の地役の規制があり、開発が出来ない状況である。よって、事業を続けることも農地転用による弊害も出ない理由にある特殊な農地は、農地法や土地改良法の適用を除外し、市民生活活性化につながる商業施設建設については農地転用を可能にするともに、転用した場合の特例徴収の徴収を不要とし、開発を容易に出来るような対応を求め。	C	農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業者の効率化に支障がない等の要件を満たすことと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。土地改良事業実施後の農地については、事業の投資効果が確保されるようにするため、事業完了後一定期間は受益地の転用を原則認めないことであるが、仮にその受益地が事業の目的外に転用されることとなった場合には、農業士地改良事業として投資効率が低下する農地の効用の増加のために投下していることから、本来の支出目的が損なわれることとなる。このため、目的外使用となった受益地につき投下された国や都道府県、市町村の公費を回収する特別徴収制度が設けられているものである。こうした制度の趣旨を損なうこととなるため、御提案を受け入れることは困難である。なお、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業集積の観点から定めた計画に適用付けられた施設等については、地域における優良農地の保全と効率的な利用を確保しつつ、地域の農業集積を促進する観点から定められた地域公共施設計画に基づくものであることから、公益性が高いと認められる施設として農用地区域の変更が認められ、農地転用が可能となる場合がある。	三沢市	青森県	農林水産省			
1020020	米生産数量目標の配分における有機栽培米生産分の優先配分について	米穀の需給調整実施要領第2の2	米の生産数量目標は、農需に応じた生産に換算する観点から、有機栽培米を含む主食用米の需要実績に基づいて配分しているところ。		米の生産数量目標の配分に当たっては、現在のところ、米の作付作業や需要の実績に応じて都府県別に配分されているが、有機栽培米については、慣行栽培米と分けて生産希望に見合った生産目標配分とする。	有機栽培米においては、地球温暖化防止や生物多様性保全など環境保全に貢献するものの、慣行栽培米に比べて収量が不安定で減産する事例が多いため取組面積は伸びず、消費者の需要に応えられないのが実情である。また、現在のところ、米の生産数量目標の配分に当たっては、栽培方法に関係なく、米の作付作業や需要の実績に応じて都府県別に配分されている。このことから、有機栽培の生産拡大を図るため、有機栽培米については、生産希望に見合った生産目標の配分とし、生産調整の除外として都道府県別に配分し、都道府県からは、有機農業の推進体制や推進方針が整備されている市町村に限り配分する。	C	1 米の生産数量目標の都道府県別の配分に当たっては、需要に見合った生産へと誘導することを原則とし、平成16年以降、需要実績に基づき都道府県別配分を実施しているところとする。 2 都道府県、市町村等の地域内で話し合っていたり、配分された生産数量目標の範囲内において、有機農業を推進する観点から、有機栽培米の生産目標を自由に設定することが可能である。	山形県	山形県	農林水産省			
1020030	「農用地等以外の用途」に供することを目的として、農用地域内土地を農用地域から除外する目的を行う変更(以下「農用地域の変更」という。)」要件の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	農用地域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集団的農地や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、農地の転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業者の効率化に支障がない等の要件を満たすことと判断される際に、公告・縦覧を経て行うことができる。		現行法(農業振興地域の整備に関する法律)第13条第2項に定める農用地域の変更の5つの要件のうち、1号の「当該農地に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」という要件に、「1号ごとに規制する方式から『ゾーニング規制』の方式を基本とする制度への転換を図るため。」「地域活性化を目的とする計画」を定めることとする。	ゾーンにおける農用地域の変更を目指す提案は、農地活性化を基軸に無秩序な土地利用を進めるものではなく、「太陽光発電」や「グリーンカーテン」などの設置を義務付けることで、自然エネルギーの普及促進を図りながら、環境性を維持する土地利用を展開するものである。現在、農業集積が新たな特産品づくりとして「ハーブ」を生産し、商品開発を進めている。ゾーン①(石野)地域を農業の次世代産業の起爆点と位置づけ、加工製造と生産性の向上を図るため「ハーブ製菓生産施設」を誘致し、農業における収益性を高める。併せて、低炭素社会実現のため「バイオ燃料施設(農業循環型)」を誘致し、環境健全な取組を推進することで、自然と調和した「ハーブ」の6次産業化を実現する。提案理由 三木市別所町(優良農地)でありながら、少子高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加、産業・雇用の場の衰退、三次産業の集積と地域活力の低下が著しく、将来における農業の持続が危ぶまれている。優良農地を確保し、農業を共生していけるが、まちの活力を取り戻すためには、自然と調和した土地利用を促進する必要である。「別所ふれあい地区構想」はこうした課題を解決すべく、農村社会全体を自然との共生をテーマに用途別に6ゾーン区分けを行い具体化するものである。ゾーン①(石野)地域は、市が積極的だった三木鉄道線跡地の遊歩道整備に着手し、併せて、地元で「花の基地」で地域がボランティアと協働でハーブ苗を始め、遊歩道沿いに播種する「ハーブロード」化を進めており、「ハーブ」による三木市の西の玄関口にぎわいづくり実現に向けた起点として、農用地区域の変更を提案するものである。	C	農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当である。このうち、同項第1号の「農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当」の要件については、具体的には、農業振興地域制に関するガイドラインにおいて、当該用途の適当な利用形態にかんがみ、当該土地を農用地等以外の用途に供することが必要と云えるか、その規模が適当かを判断するため、①具体的な転用計画があること、②不要不急の用途に供するものでないこと、③農用地域からの除外が過大なものでないこと等が定められているところである。この「具体的な転用計画」としては、具体的な事業の種類、位置及び規模、並びにその妥当性及び実現性を判断できるものであるとともに、農地転用の許可(都市計画法)関係許可の発給を承認する必要がある。御提案のように「別所ふれあい地区」土地利用構想として住宅地等のエリアとした区域(仮定)で、農用地区域の変更を行うとして、具体的な転用計画に基づき農用地域内土地を農用地等以外の用途とすることの妥当性、実現性等の判断がなされないまま開発が進められると、過大な農用地域からの除外を認めることができなく、優良農地の確保に支障を生ずおそれがあることから、本提案を受け入れることは困難である。具体的な転用計画が定められ、市町村が条例に基づき住民の意向を反映して農業集積の観点から定めた計画に位置づけられた施設については、農用地区域の変更が可能となる場合があるため、必要に応じて、兵庫県の出向担当局に御相談いただきたい。また、貴市は、都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域と市街化調整区域の区域区分が行われており、一定の場合には、当該市街化区域に編入するための区域区分の変更(ゾーニングの変更)により対応可能な場合もあると考えられるので、必要に応じ、兵庫県の出向担当局に御相談いただきたい。なお、国及び県の農林部局との協議が整って定められた市街化区域内の土地については、農業振興地域・農用地域から除外されることとなる。	三木市	兵庫県	農林水産省			
1020040	①株式会社農地所有を可能とする。	農地法第3条第1項及び第2項	法人が農地の所有権を取得するためには、農業生産法人の要件を満たすこと、農業委員会等の許可を受けなければならないこととなっているところ。		復興支援に関わる農地法・農業振興地域促進法の緩和措置を要望します。	①[株式会社]の参入 ⇒実施理由: 抜本的な改革を実施するには、資本をもつ民間企業による投資と、柔軟な事業展開ができる投資環境が必要と考えます。直接的に経営に関することで迅速な農業復興展開が可能となると考えます。	C	農地の所有権については、所有者が絶対的な管理・処分権限を持つことから、ひとたび権利の移転がなされると、耕作放棄等の不適切な利用がなされた場合において、元の所有者に所有権を戻す等の原状回復を図るための措置を講じることが困難である。このため、農地の所有権の取得については、農業をその活動の中心又は事業の主軸として関与することとし、法人については、このことを客観的・外形的に判定する基準として農業生産法人制度を設けているところ。 ② 農地の賃借については、農業生産法人要件を課さず、株式会社等の主体であっても自由に参入できるような措置(改正農地法施行後約1年半年、約500法人が新たに参入)するところ。 ③ 農地の賃借期間についても民法の特例として50年の賃借権を可能としたところであり、株式会社が長期的かつ安定的に農地を利用できるよう措置しているところ。	パソナグループ シャドーキャピタル 復興支援者	株式会社パソナグループ	東京都	農林水産省		

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

<p>1020090</p> <p>国の転用許可権限の廃止に係る大臣との事前協議の廃止</p>	<p>農地法第4条、5条、附則第2項</p>	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。</p>	<p>国の転用許可権限を県に移譲するとともに、大臣との事前協議制度も廃止する</p>	<p>C</p>	<p>(提案内容) ・農地転用について、申請者の負担軽減や事務手続きの簡素化を図るため、転用許可権限を県に委譲し、農地転用の知事許可に係る大臣の事前協議を廃止する</p> <p>(提案理由) ・地方公共団体が行う許可事務についても、農業会議の諮問手続き等により十分、適正執行は担保されており、国の事務負担が不可欠とは考えられない ・優良農地確保は、国と同様に県も重要事項であり、転用面積によって許可権限や法定協議の要否を区分することは合理性がない</p>	<p>1 0 3 9 1 1 0</p>	<p>兵庫県</p>	<p>農林水産省</p>
<p>1020100</p> <p>1.流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物効法」という。）第2条第3号及び同法施行規則第1条第1号における社会資本等の定義の緩和 2.企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）第5条第2項第3号の取り扱いの緩和 3.工場立地法第2条第1項に基づく工場地の選定基準における市街地調整区域における選定の緩和 4.農地法に基づく通知「農地法の適用について」第2-1-1（イ）～（エ）（1）工場地調整区域に設置する土地の区域に係る農業上の土地利用との調整の緩和</p>	<p>1. 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 2. 企業立地促進法 3. 工場立地法 4. 農地法、農地法施行令、農地法施行規則（平成21年12月11日付経産省4530号農林水産省経基局長通知）</p>	<p>農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要であり、工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調整区域に工場地として記載された土地の区域（農業上の土地利用との調整が図つたものに限る。）内において行われる工場又は事業場の設置の場合は、良好な営業条件を備えている第1種農地において許可が可能。</p>	<p>1.物効法第2条第3号に掲げる高速自動車国道での物流の結節する社会資本等（既設I C）の定義を緩和し、東埼玉道路予定地庄和I Cについても同様に扱う。 2.企業立地促進法第5条第2項第2号における農林区域の庄和I C周辺地区について、同法第5条第3号に掲げる同意企業立地重点促進区域として緩和する。 3.工場立地法選定基準 2.都市計画との関係（4）において、市街地調整区域については旧選定区域ないしあるものを緩和し、都計法第3条第4号による産業指定区域に指定された場所について工場地調整区域に登記可能とする。 4.3の工場立地調整区域の登記を行う際の農業上の土地利用との調整を緩和することにより、今回申請を行っている地区の工場地調整区域の登記が容易となる。具体的には、優良農地について、ほぼ全てこれを定めること等とされているが、本地区の農地に資する場合は、この規定を適用しないこと。</p>	<p>C</p>	<p>農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、工場や住宅等の開発需要を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。工場立地法第3条第1項に規定する工場立地調整区域に工場地として記載される土地の区域についても、農業上の土地利用との調整を了したものに限り、良好な営業条件を備えている第1種農地であっても農地転用の許可が可能としていることである。 1.調整数は、当該調整数を確保することなく工場立地調整区域に登記されるよう求めるものであり、優良農地の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、受け入れられることは困難である。</p>	<p>1 0 4 0 1 0</p>	<p>春日部市</p>	<p>埼玉県</p>
<p>1020110</p> <p>生産緑地活性化促進特区の創設 ①生産緑地地区内において農業経営基盤強化促進法に基づき農地利用促進を認めること。</p>	<p>①農業経営基盤強化促進法第17条第2項 ②生産緑地法第10条、12条、14条</p>	<p>農業経営基盤強化促進事業は、利用権設定等促進事業（農用地について利用権設定等を促進する事業）などからなっており、その事業区域は市街地を除外して設定していること。</p>	<p>①生産緑地地区での利用権設定による賃借を適用する。（基盤法関係） ②生産緑地の解除にかかると行為制限解除までの期間の延長を行う。（生産緑地法関係）</p>	<p>C</p>	<p>①については市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を定めるべき区域（都市計画法第7条第2項）とされている。そのため、生産緑地を定め、市街地調整区域の農地については、指し示す農地の取得等を促進するという農業経営基盤強化促進法の趣旨に合致しないため、市街地調整区域内農地について利用権設定等促進事業を行うことは困難。</p>	<p>1 0 4 0 0</p>	<p>京都市</p>	<p>大阪府</p>
<p>1020210</p> <p>生活排水を利用した灌漑によるバイオエタノール生産のための灌漑の開始に係る農用地区域からの農地の除外</p>	<p>農用地区域は、市町村の農業振興地域整備計画において定める農用地等として利用すべき土地の区域であり、集約的農業や土地改良事業等の対象農地など、生産性が高く、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域である。このため、農用地区域の変更は、不要不急の用途に供するためではなく、具体的な転用計画に基づき農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない、農作業の効率化に支障がない等の要件を満たすと判断された際に、公告・縦覧を経て行うことができる。</p>	<p>津波被害による臨海部の農用地区域内農地において、塩害ラゲーンと製造プラントを建設し、海産物から3haほどの内陸部に転換する復元性宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、排水量を効率よく生成する。</p>	<p>津波被害による臨海部の農用地区域内農地において、灌漑生産のため塩害の作成と製造プラントを設置するため、農用地区域からの除外が可能とする</p>	<p>C</p>	<p>農用地区域は、長期間にわたり確保すべき優良農地の区域であることから、農用地区域の変更は、農用地等以外の利用を目的として、農用地等以外の土地とすることが必要かつ適当であり、他に代替地がない等の除外の要件を満たすと判断された場合に限り許可となっている。したがって、御提案のように、農用地区域内の農地を農用地区域内から除外することは困難である。なお、被災農地を定めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手續を一本化し、土地利用の再編等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係各庁で連携して検討しているところである。</p>	<p>1 0 5 0 1 0</p>	<p>福島県臨海部におけるまちづくり技術情報システム、防災形成事業</p>	<p>特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、防災形成事業、生命環境化学研究科</p>

10 農林水産省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請回答).xls

1020130	農地を同事業による塩湖及びプラント事業用地に転用する目的で取得する場合の農地転用許可	農地法5条	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。	現状において4ha以上の農地を他用途に転用する目的で取得する場合、農林水産大臣の許可が必要であるが、塩湖農地を一般人が塩湖、プラント用途へ転用する目的で取得する場合に必要な転用許可を不要とする	<p>津波被害の臨海部の農用地区域内農地において、塩湖ラグーンと製造プラントを建設し、海岸線から3kmほどの内陸部に隣接する復興住宅地からの生活排水、収集したCO2を付加することにより、炭化水素を効率よく生成する。</p> <p>提案理由： 塩湖においての藻類の生成時に、大量のCO2を使用し、環境にやさしいこと。 加えて、浜成大震災後により発見された新潟県のオーランチオキトリウムバイオエタノール生成能力は、従来のものより生産性が高く、トウモロコシなどのバイオエタノール生成能力と比べても格段の効率を示すものである。このため、津波による臨海部被災地の一部農地を農用地区域から除外し、塩湖及びプラントに転用することにより、地域におけるエネルギーの地産地消に大きく貢献すると考える。 さらに、これらの藻から生成される炭化水素は、各種燃料、サブリント、化粧品、医薬部外品、グリースなど関連の生産物の原料となるため、地域産業へのインキュベーション効果も高いものになると考える。なお、当事業は、バイオエタノール製造事業においては3年程度の事業性を含めた検証実験期間を必要とする。</p>	C	—	<p>優良農地の確保を図ることは国の責務であるため、平成21年、農地法等の改正により、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域からの除外の厳格化及び農用地農地転用規制を厳格化する措置を講じたところであり、昨年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においても、その適切な運用を通じ、優良農地を確保することとされたところである。 優良農地が食われる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、全国的な視野に立って客観的かつ総合的に判断する必要がある。 優良農地が食われる可能性が高い4ha以上の農地を転用する場合に、農林水産大臣の許可を不要とするは困難である。 被災地を含めた地域の土地利用については、復興に向けた市町村が中心となって定める復興計画の下で地域の意向を十分に踏まえながら検討されるべきものと考えており、現在、市町村が中心となって定める復興計画に位置付けられた復興事業を円滑に進めるため、都市計画法、農業振興地域整備法及び農地法等の手続きを一本化し、土地利用の円滑等を迅速に実現できるような仕組みについて、関係省庁が連携して検討しているところである。</p>	福島県臨海部における炭によるエネルギー源形成事業	1 0 5 6 1 2 0	特定非営利活動法人まちづくり技術情報システム、筑波大学生命環境化学研究所	東京都 農林水産省
1020140	特設介護施設への農地転用について	農地法第5条、第5条、都市計画法第七條、第二十九條、第三十條、第三十三條、第四十三條	農地を農地以外のものにする場合又は農地を農地以外のものにするために所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可（4ha超の場合には農林水産大臣の許可）が必要。	転用を厳しく制限されている10ha以上の集団的優良農地や土地基盤整備事業を実施した農地、これらを含む甲種農地をはじめ、市街化調整区域にある農地でも、特設介護施設が建設できるよう、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が特設介護施設を建設する場合については、①同法人が届出申請を行った農地の転用を可能とすることを求める。ただし農地転用の行為により、土砂の流出またはその他の災害を発生させる恐れがある場合、近隣農地やその他の農業施設に被害または利用上、支障をきたす場合はこの限りではない。②農業者が必要、同法人が市街化調整区域において特設介護施設を建設するために行った開発申請については開発許可の基準によらず許可することを求める。（国交省）	市街化調整区域内、無指定の農地の転用には時間と手続きに時間がかかる。特に甲種農地は都道府県知事または農林水産大臣の許可を受けなければなりません。これらは特設介護施設の建設をする際に隣接となる事は確実なので、厚生労働省が設立認可したブリッジ社会福祉法人が建設する特設介護施設であれば、農林水産省への申請届出だけで農地の利用が可能かつ転用できるようにする必要がある（時間的にかかり、本来の目的を達成できない、職員的生活圏内にある事、マッパワーを分散せざる事、できるだけ建設コストを下げる事（木造平屋）、効率化を図るために利用者100名近い受け入れができる事などの条件で考えていくと、1施設あたり5~600㎡の広さを必要とする。公有地、国有地等の活用が望ましいが、該当する土地が無い場合、民有地、特に農地の活用が必要とされる為。	C	—	<p>農地転用許可制度は、優良農地の確保と非農業的土地利用との調整を図り、開発需要を甲種農地や第1種農地等の優良農地から農業上利用に支障が少ない農地に誘導するという役割を担っている。農地は一度他用途に転用されると復元することが極めて困難であることから、転用許可申請に係る審査に当たっては、条件ごとに、周辺の農業に及ぼす影響、事業実施の種別、周辺農地への被害防除措置などについて審査を行う必要があり、御提案の社会福祉法人が設置する特設介護施設について農地転用を届出制とすることは困難である。 社会福祉法（昭和55年法律第94号）に基づいて運営する社会福祉事業の用に供する施設については、原則農地転用を認めない優良農地である第1種農地であっても公益性が高いと認められる事業として農地転用の許可をすることは可能である（農地法第4条第2項ただし書）。また、都市計画法（昭和45年法律第100号）の市街化区域内にある農地であれば、事前に農業委員会に届出を行うことにより、転用は可能である（農地法第4条12項第7号）。</p>	福島県福祉復興プロジェクト	1 0 5 7 0 2 0	株式会社青木会計	福島県 農林水産省 国土交通省